

(三)

に「二年」を「三年」に改める。

附則第八條中「第八十一條」を「第八十二條」に改める。

附則第十二條中「第九十九條」を「第一百條」に改める。

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案に対する修正案

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一項及び附則第二項中「人事院規則」を「人事委員会規則」に改める。

○委員長(下條廣重) 只今朗読いたしました修正の案であります。その要領を申し上げます。「人事院規則」を「人事委員会規則」に改める。その次は、人事委員の任期「六年」を「四年」に、再選せられた場合の「十八年」を「十二年」にする。それから地方事務所の設置は國會の承認を要する。それから「事務局長」は「事務局長」に、というふうに改める。それから職階制は法律で決めるばかりでなく、その計画につきましても、この法律案施行前に國會の承認を要する。それから職員に対する國民彈劾の規定が入つて、これは法律で決める。政治活動を幾分緩和して、職員が營利事業に關係する場合並びに職務上密接な關係ある企業に天下りする場合の許可は、所轄廳の許可で、は十分で、所轄廳の申出によつて人事委員会の承認を得るというように改める。それから人事委員会の発足は、十月一日とありましたのを十月二十日と改める。その他字句の修正が多少ある。こういう要領であります。

これらの修正点につきましては、衆議院からしげ／＼当委員会並びに決算労働委員会に協議がありまして、この案につきましても大体これらにおいて了承してある点であります。又この中には相當な部分參議院の委員会の意見が織込まれておるのであります。この外にまだ修正したい箇所が相當あるものであります。併しいろいろの事情で今日この程度に止めることに相成つたのであります。この段はよろしく御了承を願ひたいと思ひます。取分け私共が最も必要と考えました点は國家公務員法案第五條の第二項におきまして、人事官の任命について衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、衆議院の同意を以て兩議院の同意とするということになつております。この点は今日衆議院を基礎にして議院内閣制度ができますことに鑑みまして、參議院の意見というものが最も尊重しなければならぬことであると考えますので、これは衆議院、參議院と同等の立場において同意をするということに改むべきものと思つております。この点も他日の問題ということになつたのであります。大体そういうような経過におきまして修正案ができたのであります。

この際國家公務員法案並びにその附帯する法案につきまして御質疑がございますれば願ひたいと思ひます。
○〇足計君 ちよつと重要な点でございまして、最初に質問させていただきます。これは先般の委員会におきまして、山下委員その他から御質問がございましたが、只今行政監察委員会というものが臨時に設けられて

おります。これに對しまして現状を以て一見すると、例へばその委員は部課長の方、それから民間から官廳側で選ばれた方々でございまして、例へば厚生省の例などを見ますと、委員の中に官廳の外廳團體である日本社會事業協合理事長なども加わつております。このような形では私は十分に官廳の査察はできないと思ひます。従いまして行政監察につきましても、公務員法案と並びまして、今後國會でも審議いたしまして、これを一つの恒常的な制度としまして何らかの機構が考へられねばならぬと存するのであります。その必要につきましても、恐らく各委員の方々も痛感されておられるように從來の委員会の空気で拜察しておりますが、これに對しまして政府當局におきましてどうお考えでございませうか、この一点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 官界を刷新しなくてはならぬという議は、現内閣成立間もなく起りまして、いろいろ關係の間におきましても審議を重ねておるのであります。官界の刷新ということは長い間の國民の要求でありまして、それと共に歴代の政府もこれを方針の一つに加えておつたのでございませうが、なか／＼目的を達することができなかったものであります。というのは、ただ官界刷新とか、官紀刷新とか吏道刷新というやうなことが口で唱えられ、又紙の上に書きますけれども、ただそれだけであります。これを實行するところの具体的方法が実は設けられていなかったものであります。いわゆるこの聲明を實行するところの形が備わつていなかったものであります。

そこで現内閣におきましては行政監察委員会というやうなものを設けましてこれが中心になつて相當な力を以てこの目的を達成するということに決めます。中央即ち内閣におきましては、たしか十五名の監察委員が設けられております。私及び各々からその委員長になつております。それから各廳におきまして、この内閣の委員側と各廳の委員側と連絡をば緊密にいたしまして、目的の達成に向つて今日努力をいたしております。大分仕事も進んでおります。各方面に向つて相當の活動を始めております。これにつきましては一般國民はいうに及ばず、各省各廳の協力を得なくてはなりませんので、言論機關も相當に利用せなければならぬとせんので、言論機關をば先達で招集いたしました。その趣旨を明らかにいたして協力を求めたりいたしました。何分にも今日は非常に國家の重大問題が輻湊いたしておりますので、余りの仕事は新聞紙上において現れて参りませんが、今國民の一つ協力を得まして國民の官界に対するところの不平不満はこの委員会に通告して貰いたいというやうな趣旨を各方面に述べておるやうな次第であります。但しこれは今日の場合におきましては永久の制度でなくして、大体半年ぐらいたの期限でやつております。この公務員法が実施せられましたならば、これと脱み合せまして、この制度をばもつと長く続けるか、或いは公務員制度の實行によつて大體目的を達することができましてこの制度を止めてもよろしいということになりますか、まだ今日のところにおきましては決まつておりませんが、何としても多年の問題でありますので官界刷新の目的は相當の程度において達成して見たいというのが現在の状態でございますからして、さうやうに一つ御承知を願ひたいと思ひます。

○山下善信君 修正案につきましてちよつと伺つて置きたいと思ひます。でございますが、第七十六條の次に「國民の彈劾による罷免」という一項が加えられましたのでございしますが、これは第六節といたしまして、固より當然の節に入るのでございしますが、款で申しますと第一款の分限の中に入つておるやうでございしますが、第二款は懲戒になつておるやうでございします。彈劾による罷免ということとは、公務員の分限に属しますのか、懲戒に属しますのか、いずれの款に入るのが適當でございませうか。これは懲戒の款に入るのが適當ではないかというやうにも思われますので、その点を伺ひたいと存じます。

もう一つはこの法案に關聯してございしますが、この機会に政府に伺ひたいと思ひます。先日委員会政府におかれましては官吏の榮典制度につきまして研究中ということを承りましたのでございしますが、今日の現在の官吏の位階勲等というものが私はもうなくなつておるのかと思ひましたら、官報を見ますと、やはり従何位に敘すとか何とかが出ておりますので、依然として位階勲等があるというのを承知いたしましたのでございしますが、これは從來の勲等というものと今日の官吏の功績というものは、本質は非常に相違しておりますと考へます。從來の勲五等は從來の立場で勲五

これらの修正点につきましては、衆
委員会というものが臨時に設けられて
が備わつていなかったたのであります。

等という功勞がございました。それが
勳四等に今日そのまゝでいくとい
う栄典が現に行われておりますこと
はさきか奇異に感ぜられる節がござ
いますので、これは新しく栄典制度
定められます前に、固より憲法にお
きましては、これが天皇の國務のお
事の一つにはなつておられますが、
速かに現行の位階勳等というものは
なくお取計らいが相成るべきもので
はないかというように感ぜられます
で、政府のお考えはどういうこと
でございましょうか、伺いたいと思
います。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 新憲法によ
りまして、天皇の栄典大権はそのまま
保存されておりますが、併し現在の
栄典制度を改革しなくちゃならんとい
うことはこれは誰でも痛感いたしま
すので、先達で政府内におきまして
典制度調査会というものがございま
して、閣僚が五名調査委員に選定され
ております。賞勳局長も、その中の一
局の方々と相談いたしまして、眞の
栄典制度の制定につきまして今頻りに
その研究をいたしておりますが、な
かなかむずかしいのでございまして、
非常に複雑しておつて、いろいろ議論
がありまして、まだその議論
をば外部に發表する段取まで参つてお
りませんが、結局これは相當に改正す
るつもりでございまして、近頃官報
などにおきまして、位階とか、勳等と
か、敘勳ということが出ますのは、
それは死んだ人に対してでございま
して、現在生きている人には敘勳、位
制度は暫く停止しております。昨年の
三月であります、これは幣原内閣の
當時でありまして、別にこれと言わ
れたものではありませんが、この
いう時節でありますから、敘位、敘
勳をこれは暫く停止するといふ、内閣
が自發的にこれを止めておりました、
今日は敘位、敘勳はございせん。ただ
最前申しましたように、死んだ人とか
或いはその他何か從來の關係により
してやらなくちゃならんやうな事情が
あります極めて僅かな人が敘位、敘勳
されておるのであります、その他の
者は一切停止されておりますと同時に
栄典制度は根本的に改正することに
なつておりますからして、これだけの
ことをお話し上げて置きます。

○政府委員(井手成三君) 衆議院の御
修正の趣旨でございまして、私共はこ
の趣旨に對してこういう工合に考へて
おります。この彈劾の中にはこの法律
案で御覽頂きますと、人事官の場合が
丁度例になつておりますが、八條の二
項を御覽頂きますと、彈劾の事由につ
いては一心身の故障のため、職務の遂
行に堪へないこと、というのが一つの
理由、もう一つは職務上の義務に違
反し、その他人事官たるに適しない非
行があること、それからもう一つ、
裁判官彈劾法の中でも同様に第一号の
やうな、体の故障で以て勤め兼ねるも
の、それから又悪いことをした、非行
が裁判官彈劾の理由になつておりま
す。これが議院側の提案になつた法律
でございまして、會計検査院の方は彈
劾という形を採つておりませんが、同
様なことでありまして、やはり二つの
理由を挙げております。彈劾は必ずし
も懲戒的とみられない、一号の方は休
が弱つておるといふために、つまり無
能といふことですが、懲戒ではない、
若しその人が休養すれば幾らで

も就けるというのでありますから、こ
れを七十六條の後に持つて來たのが
いいか、懲戒の方がいいかといへば、半分
は懲戒、半分は單なる分限規定であ
ります。どちらが廣いかといへば、と
懲戒の結果身分を失つてしまふとい
ふことになりまふので、大きな意味で
分限の方に入られになることが止むを
得ない趣旨じゃないかと思ひます。二
つに分けますと、又まづぐなりまふ
で、この辺で大体よいところじゃない
だらうか、かように私共はこの修正に
對して考へております。

○小野哲君 只今の山下委員の質問に
關する問題であります。これは政府
委員の答弁をお願いするといふことは
或いは筋違いかも知れないのであり
ます。只今の一彈劾による罷免とい
う新しい項が衆議院の修正案の中に入
ることになつたのであります。これと
第三十八條第三号中の一部が削除さ
れることに相成りますので、そうなり
ますといふと、この法律案を起案され
ました政府側におかれて、法律の建前
から考へてどういふやうな結果にな
るか、この点についての御見解を承り
たいと思つております。

○政府委員(井手成三君) 三十八條の
第三号の括弧が削除されました。こ
れは恐らく私共の考へておりましたこ
ろでは、職員彈劾の規定は別に法律
でできる。これは國家公務員法の完全
の施行のために恐らく至急に……こ
法が實質的に動きまふのは來年の七月
一日ですが、そのときまでに成立して
置いた方がいいのじやないか、政府側
は努力しなくちゃならんのか、じや
ないか、というように思つてあります
が、どういふやうな彈劾の内容になつて來

るか、或いは懲戒免職にふさわしいも
のになるか、或いは二年間で復活させ
ないで、十年くらい復職を認めない或
いはもう少し長く、永久に認めない
という意味のいろいろのあれに分れて來
るか、それを見極めてやつたらいいで
あるといふので、三号が抜けまふと、
第八條の二号のやうな非行に對して出
訴ができる。彈劾された者は一應法文
の款項では復職し得る。それについて
も復職し得ないといふやうに読めるの
であります。これは實施が大部先の
ことでありますので、この法律が七
十七條の法律がでます頃には、こ
の辺を十分勘案して整備して頂くこ
とがよいのではないかと、先ずこの法の
施行に困らないだらうと考へておる次第
であります。

○帆足計君 先程の行政監察の問題で
あります。地方自治体の行政に
つきまして、それは私共にも身近な
問題でございまして、これは中央政府
として何か監察の方法なり、その他
お考へてございまして、

○國務大臣(齋藤隆夫君) 自治体の方
も、やはり官界の、吏界であります
が、刷新して貰ふなければならぬので
あります。併し中央からしてこれを命令
することでも行過ぎではないかと
思つてあります。命令はいたしま
せんが、中央でこういうやうな組織が
できた以上、それに副うて地方におき
ましてもやれるだらう、こう思つてお
るくらいであります。中央では今別に
關係してありません。

○小川友三君 この第一條の能率主義
いわゆるメリット・システムという点
につきまして、ちよつと私お伺い申上
げたいと思ひますが、この能率主義を
建前として、今政府は可なり力を入れ
ておるのであります。この第一條の
基本條件によつて國民が大多数位か
されておる者があります。例を申上げ
ます。麦を一〇〇%供出すれば、疏
安をくれるといふ羊頭狗肉を掲げて
を供出させた、もう麦時がはまつた
のであります。一向に疏安の配給
がないのであります。能率、能力主義
といふものを盛んに官廳で唱えられて
そうして卷添を食うのは農民數千万
同胞であります。このメリット・シ
ステムといふものは、卷添を食ふ被書者
があるところの能率主義を建前として
やられたら非常に國民が困るのであ
りまして、數千萬の農民を苦しめて、
うして苦しめたいわゆる公務員に對
して、その退職の場合に恩給をくれる、
國民は苦しめられて、退職する場合は
又恩給をばつたられるといふやうな
建前に、この能率主義が行かないよう
に十二分なるところの行政官廳の御注
意をお願いしたいのであります。本年
度行われておるところの、疏安を配給
しないところの吏界に對しまして、大
臣から責任ある御答弁をお願いいた
します。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 実は疏安の
ことは私よく存じませんで、どうい
うことでもありますが、お答をする
ことができません。その方面のこと
がどうなるかといふやうな、とにか
く公務員法の建前をいたしましては、
官吏を奮勵して一〇〇%の能率を發揮
せしめたい、こういう見地に立つてこ
の法案を立てたのであります。一つこ
れくらいで御了承願ひたいと思ひま
す。

○小野哲君 各條項ではございませんが、國務大臣が御出席でございまして、總括的に御所見を伺つて置きたいと思つております。今回國家公務員法が成立いたしました際におきましては、明治初年以來の我が國の官吏制度といふものが根本的に改革されることに相成るのであります。併しながら一面この法律の施行によりまして、能率的な國家公務員の仕事振りが實現されるであらうといふことは十分期待されるのであります。併しながら何と申しましても、公務員の能率が完全に發揮されずには、組織が適當であるかどうかといふことがこれと關聯して重要な問題であらうと存じます。特に今回の衆議院の修正によりまして、人事院を人事委員会に改め、而もこの人事委員会が執行機關としての権限を持つといふふうなことで、これは一つの官廳組織の重大な改革と申しまするか、さうな意味を持つておるのではないか。従いまして一面國家公務員制度の確立によりまして、現行の官吏制度を徹底的に改革いたしますと共に、相並んで官廳組織自体につきましても、能率化を發揮いたしますために、これが改革を圖つて行くことが焦眉の急務ではないかと存じます。特に人事委員会制度によりまして執行機關たる性格を與えるということになりますことは、將來の我が國の官廳組織に一つの示唆を與えておると私は思うのでございまして。さうな意味合におきまして、官吏制度の改革を実施いたしますと共に官廳組織の改革を行う必要がある、この点に關して恐らく政府はそれぞれ御準備になつておると思ふのであります。國家公務員制度の今回の樹

立によりまして、それと並行して、できるだけ速かに官廳組織自体の問題を取上げて、新しい構想の下に成案を得られるといふことが必要だろつと思ひますが、この点に關して齋藤國務大臣の御決意と申しますか、御構想を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 一つかもちよつとお話したことがあるかも知れませんが、行政機構を根本的に且つ全体的に改革するといふこの目的のために昨年の十一月に行政調査部が設けられて、その後それなりの部員を定めまして、約百人ぐらゐの若い事務官も参りまして、内外の行政組織等について非常に研究をいたしておりました。その研究の結果はたしか議會に對して二回ばかり相當の報告書が出ておるつもりであります。それからその具体化したものも相當あります。併し議會の協賛を得ましたものは前の議會において行政官廳法を出したただけですが、今度この公務員法が出ておりますし、それから御承知の内務省の解体とか、又近く出さうとする司法省の機構の改正とかいふようなことも、相當に行政調査部において關係して來たのであります。尙その外行政機構の根本改革といふこともよく語られますが、併し實際やつてみますと、どの程度においてこれを果すことが出来るかといふことは、これはなかなか困難なる問題でありまして、各國の行政組織を調べてみましても、大概その共通点が多いのでございまして、その國の特殊な事情によつて、特殊な機構もございしますが、大体は同じようなものであります。各省といふことにつ

きまして、余り変つたところの省のあるのは二、三に過ぎないのであります。その外は大体同じようなものであります。これは明治以來、いろ／＼の傳統の上に組織されておりました。その傳統をすつかり打切つてしまつて更に新しいものを行はれるといふことが出来るかできんかといふこと、又それをやるかといふことが時代の要求に副うものであるかといふことも考へねばならないことであります。全く古いものは打ち毀して、新しいものばかりを作るというところは、實際におきましてはなかなか、でき難い点があります。理論におきましては、實際におきましても、さういふことはやれないと思ふのであります。併し現在の官廳組織を以て満足するものではございせんからして、できるだけ成るべく簡単にして能率を上げるようにやりたいと思つております。今のところこの者は非常に骨を折つております。それから公務員法でございしまするが、公務員法ができましたけれども、それだけでは駄目でありまして、やはりこれはうまく運用しなせんと、この目的を達することはできませんので、先程申しましたように、日本の官吏といふものは、明治以來の傳統によつて支配されておりました。官吏を法律によつて決めまして、これは官吏の頭から改造して、本當に官吏は、天皇の官吏でなくして、國民の公僕として新憲法の線に副うて十二分の働きをされるということでは、これはなかなか一朝一夕のことではいかないのでありますけれども、公務員法ができましたから直ぐに官吏の頭が變つて來て、公務員法を發揮して、民主化に進むといふこと

はできるとは思ひませんが、併し時と共に段々と改善されて行くものであらう、又改善しなくてはならんと思つております。法案は一つの文字でございまして、これを運用するのは國民であり、又その面に當りますところは公務員でありますからして、互いに力を合せて進んで参りましたならば、日本の官吏制度も十分改革できるといふ、この信念の下におきましてこの法律案を出したものでありますからして急には参りませんけれども段々と改善して行くであらう、私はさう思つております。

○千田正君 先程委員長の御挨拶の中に話がありました。法案第五條第二項の人事官の任命に關しては、日本國憲法第六十七條第二項の場合を適用するといふ問題につきましては、先般來いろ／＼審議されました。先日は國務大臣からもこれは見解の相違であるといふ答弁を承つたのであります。我々參議院といたしまして、この憲法の適用の範圍に關する問題について、この案が果してこの適用に該當するものであるかどうかといふことを検討した場合には、遺憾ながら私はこの問題に對しては賛成できないのであります。いざれそのうち採決されることと思ひますけれども、一言この点については尙お伺ひたいと思ひますが、さうした種類の法案が再三再四今後ともいろ／＼出て來ると思ひますが、その度ごとにこの日本國憲法第六十七條第二項の場合の適用を、新しい法案が再三提出されるということになりますといふと我々參議院として十分この問題については考慮しなければならぬ、さういふことを私は思ふのであります。つき

ましてはこの法案だけの問題でありまするか、或いは將來ともさういふ法案ができた場合に又適用する可能性が十分にあるといふお考えでございしますか。その点につきまして、國務大臣の御答弁を頂ければ結構と思ひます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) これはこれまでの御質問に對して政府委員の方からして答弁しておることを思ひますが、これは會計検査院の方に例がありますので、會計検査院の例を今度の公務員法に適用……同じ性質のものをば現わしたに過ぎないのでございまして今後さういふことが又他の法律において現われるか、現われんかといふことは、これは今日何とも予言することはできませんが、いざれその法律の性質によりまして自然に起つて來る問題であらうと思ひますが、今日はそんな法律が將來できるかどうかといふことは分りませんから、確かにお答えをして置くことはできません。○伊達源一郎君 先刻小野委員からの御質問があり、國務大臣から詳細な御説明がありまして、この法が行われ、行政機構が改革できれば、立派に官吏制度は運用して行かれることと存じますけれども、世の中の事態は非常に急速に變りますし、この官吏制度といふものも生きたものであるから、これが本當に立派な効果を奏するためには、官吏養成の機關が非常に必要だろつと思ひますし、養成と共に再教育……あの官界の殻の中に入つておつて、硬ばつてしまふ官吏がでないように、再教育を繰返す必要があると思ひますが、その点においてどういふふうなお考えがありますか、承つて置きたいと思ひます。

ります。が、國家公務員制度の今回の樹

きまして、余り変つたところの省の

を發揮して、民主化に進むということ

うことを私は思うのであります。つき

思ひます。

○國務大臣(總務廳長) お尋ねの御

趣旨のように、官吏がただ学校を出て

若しくは試験だけによつて官吏になり

まして、それであらゆる國家の事務を

執掌するということにつきましては、

いろいろそれは欠けるところがあ

るので、この法案もそれに鑑みまし

て、七十三條に職員の教育訓練に關す

る事項を、人事院や關係廳の長はやら

なければならぬということを書いてあ

るくらいでありますからして、官吏

の教育は又試験ばかりでなくして、実

際それを行なつておられます職務、

性質によつて相當に訓練を課さねばな

らんということとは極めて同感でござ

いまして、この法律もその目的のために

一條を設けてあります。この法律の運

用によりまして、是非御趣旨のような

目的を達したい、こういう工合に考

えております。

○委員(下條廣重君) 外に御質疑も

ございませぬければ、これで質疑は終

つたことにいたしたいと思ひますが、

御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(下條廣重君) それでは直ち

に討論に移ります。

○委員(下條廣重君) 太田さん、こ

れは私の私見でなければ、これが不

完全であつて、よりよき案を作れとい

うのはちよつとまずいのではないで

か、どうでしょうか。今作つたらよ

きものですね。理窟からい

て、何かこういふ点がいかんからとい

うことを挙げていふのならばいいです

が、これは悪いから將來いいものを作れ

といふことは、今作つておるところで

から、立法しつゝあるところであり

すから今日でもできます。早ければ

、何でしたらさういふ趣旨を委員長

の報告の中に入れて置きましょ

うか。

○委員(下條廣重君) 委員長の報告の中に適

当にさういふ希望を述べた報告をし

て頂きたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) それではさう

いふことにいたします。

○千田正君 法案二條の人事院の問題

につきましては、私としては是非これ

は國民もこの適用を受けることの公

務員も相當納得のできる方法を取るべ

きであつて、三名といふのは実に納得

ができないと私は思ふのであります。

といふことは、人事委員會を置くとい

ふことは賛成であります。果して三

名の人事委員會において法の万全

を期しての運営ができるか、かうい

う問題を考えたときに、これは十分の研

究の要があるのではないかと。この点に

つきまして再三政府御當局からも繰々

御説明がございましたが、私の意見とし

ましては、いかなる立派な法が出てお

つても、これが實際適用を受けるとこ

ろの公務員その他がこれを十分に納得

して、いわゆる人民の公僕として國民

に忠実に、公務員としての職責を果す

ような方法を取らなければならんと考

へたとときに、この三人の人事官を以て

人事委員會を組織するといふことは法

の万全を期し得ないといふ点において

この点については十分考究する時間を

與えて頂きたいといふことを特に強調

するものであります。

○小川友三君 本案に對しまして賛成

する者であります。能率主義により日

本を救いたいといふこの原案に對しま

しては清腔の敬意を表するものであり

ます。ただこの行政上について十二分

の注意をして貰いたいといふ條件を附

けて本案を承認いたします。

○帆足計君 私はこの法案につきまし

て先程衆議院の、この法案の審議に

ついて時間その他不十分であつたとい

う点につきまして私もさう思つており

ます。併し一定の期間に仕上げねばな

りません以上、それも已むを得ないと

存じますが、この法案につきましての

希望をいたしまして、先ず第一に國民

による彈劾を認められておりますが、

私は將來これが法律になります場合に

極めて簡便な方法によつてそれが行

得るといふことにして頂きたいとい

ふことを希望したいと思ひます。

第二は行政監察委員會の今後の結果

を見、又公務員法の施行の様子を見て

この問題を考えるといふ大臣の御答弁

でありましたが、この問題を我々は今

後検討するといふことについて期待し

たいのであります。

第三に、人事委員會、委員會とい

ふ名前に変わりましたか、私は將來この運

営を見まして、独断に陥り偏狹に陥る

ような虞れがあると思ひましたならば、

諮問委員會を將來作ることにつきま

して考究したいと存じます。

それから最後に、官吏の教育並びに

再教育につきまして、政府の御施策に

大いに期待したいのであります。

総括しまして、この程度の案でも、

私は日本の現状から見まして極めて進

歩的な法案であると存じます。従いま

して原則的にはこの法案に私は賛成で

ございます。

○山下隆信君 私はこの修正案に賛成

をいたします。趣旨は大體賛成の同僚

の委員がお述べになりましたのと同様

でございます。本法案が可決されま

すの契機にいたしまして、その実施は

將來であるにいたしまして、この御

準備になります道程におきまして、か

ねて政府の御主張に相成つております

官俸制度の刷新或いは官制の刷新、そ

ういふ方面に動きまして一段と民主

化の力強い運営と相成りますように切望

いたします次第でございます。尙修正案が

たとひ不十分であるにいたしまして

も、相當各委員の熱望いたしますとこ

ろが採入れられてございまして、而も

かかる修正案がございするまでには、

決算委員長並びに各委員諸氏、殊に吉

川委員、労働委員長或いは労働委員の

山田君その他の各委員諸氏が熱心に努

力せられましたことにつきましては私

共關係の委員といたしまして非常に多

とするとところでございまして、修正案に

賛成いたします機会に、委員長以下各

委員に敬意を表する次第でございます。

○西山龜七君 本案は各委員が熱心に

論議せられました、各委員の意向は十

分速記録に現れております。然るに

周囲の情勢はこの程度で止めなければ

ならない状態にあります。私は修正案

に賛成をしたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 他に御発言も

なければ、討論は終結したものと認

めて、直ちに採決いたします。國家公務

員法案及び國家公務員法の規定が適用

せられるまでの官吏の任免等に関する

法律案は衆議院の修正案通り可決する

ことに賛成の方の御起立を願ひます。

〔起立者多数〕

○委員(下條廣重君) 多数と認めま

す。よつてこの法案は衆議院の修正

を加えて可決せられたものといたしま

す。

この際私から政府に要望したいと思

ひます。先程來たたび、委員各位から

御発言になりました通り、今日の情勢

におきましてはこの修正案の程度で止

めなければならぬのであります。併し

ながら先程千田委員が述べられま

した第五條第二項のごときものが、確

かに私が申しましたように衆議院を基

礎とした議院内閣制を採ります以上、

參議院の意見は衆議院と同等の尊重を

受けなければならぬといふように確信

いたします。かようなことは

今回はこれを他日実績を見ました上と

いたしまして適當の時に修正せらるべ

きものでないかといふように思ふので

あります。又かような点は今後各般の

法律案を御起草になる場合に、十分に

この委員會の意思のあるところを御了

承下さいまして、御参考願ひたいとい

ふことを強く申し上げて置きたいと思

ひます。

それから職階制の問題であります

が、職階制はその優れた点もあ

るが、同時に職員を職域に釘付けに

いたしまして、例えば鉄管の中に人間を

入れてずつと下から上まで押出すよう

な工合になるものでありまして、脇の

状況が分らないので、職員の間でゆる見解というものが狭くなる虞れがあるのか。又人事交流の点にも遺憾があるのではないかと、このことを基に慮れるのであります。又この制度ができた結果、新しい意味の官僚制度ができて、殊に人事官の権限は絶大でありまして、その濫用に流れることも可なり懸念せられるのでありまして、この新公務員制度がこれから発足しまして各般の立案が今後行われると思ひまするが、そういう場合に、その具体的実施がある場合におきましては、政府において慎重に御注意下さいまして、我が國情に最も適するように御実行になるように、執行に当る政府に強くお願いいたしたいと思ひます。これだけ申添えまして、この採決が終つたことにいたします。

それから委員会における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならぬのであります。これは委員長におきまして、両法案の内容、委員会における質疑應答の要旨討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、御承認をお願いいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康磨君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたしました報告書には、多数意見者の署名が要することになつております。両法案を可とする方は順次署名をお願いします。

〔多数意見者署名〕
○委員長(下條康磨君) 御署名は済み

ましたか。

〔済みましたと呼ぶ者あり〕
○委員長(下條康磨君) それではこれで、散会いたします。

午前十一時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 下條 康磨君
理事

委員
太田 敏兄君
西田 龜七君
山下 義信君

岩崎正三郎君
田中 利勝君
吉川末次郎君
今泉 政喜君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善治郎君
小川 友三君
小野 哲君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
帆足 計君
山崎 恒君
千田 正君
西田 天香君

國務大臣 齋藤 隆夫君
政府委員 法制局長 井手 成三君
總理廳事務官(行政調査部 總務部長) 前田 克巳君

十月四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省の設置に関する陳情(第三百六十七号)

一、中央出先機關廢止に関する陳情(第三百八十五号)

(陳第三百六十七号) 昭和二十二年九月十六日受理
建設省の設置に関する陳情
神奈川縣足柄下郡湯本町長 石村 幸作外三十八名
この陳情の趣旨は、陳第三十六号と同じである。

(陳第三百八十五号) 昭和二十二年九月十八日受理
中央出先機關廢止に関する陳情
神奈川縣會議長 堀内萬吉
この陳情の趣旨は、陳第九十九号と同じである。

十月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願(第三百二十九号)

(請第三百二十九号) 昭和二十二年十月四日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する請願
請願者 群馬縣勢多郡敷島村長 紹介議員 永井丑之助外三十四名
森林経営と、けい流砂防は、密接不可分の関係にあるが、従来森林行政が農林省、砂防工事が内務省に夫々分掌されてきたため治山治水の完璧を期すことが出来なかつたから、内務省の解体を機会に内務省所管の砂防工事を農林省に移管統一されたいとの請願。

十月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、林野行政と砂防行政の一元化に関する陳情(第四百二十二号)

(陳第四百二十二号) 昭和二十二年九月二十六日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する陳情
東京都港区麻布市兵衛町二ノ四林業會館内社団法人日本治山治水協會長 石黒武重
森林経営と、けい流砂防とは絶対不可分の関係にあるが、森林経営は農林省、砂防工事が砂防法により夫々内務省、農林省の所管に分たれてゐるため治山治水事業の發達を著しく阻害してゐる現状であるから、内務省の解体を機会に、國土局所管の砂防事業は、これを欧米先進國の例にならば農林省へ移管して林野行政と砂防行政を統一されたいとの陳情。

参議院事務局